

鹿嶋市防犯灯の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間における道路歩行中の事故、犯罪等を未然に防止し、市民生活の安全を確保するため、防犯灯の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 この要綱により市が設置する消費電力10ワット以下の道路照明灯（商店街の装飾灯、広告灯、観光灯、公園その他の公共施設地内に設置された電灯及び交通安全施設として道路管理者が設置する道路照明灯を除く。）で、終夜点灯するものをいう。
- (2) 維持管理 防犯灯の修理及び交換並びに電気料の支払をいう。
- (3) 自治会 地域の住民が当該地域の自治活動のために自主的に運営する団体であって、その代表者等が鹿嶋市行政委員設置規則（令和2年規則第12号）第4条の規定により市長から行政委員を委嘱されるものをいう。

(防犯灯の設置等)

第3条 防犯灯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合に設置する。ただし、防犯上の観点から市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 犯罪、事故等が発生し、又は発生するおそれがあり、防犯上必要と認められる場所であること。
- (2) 防犯灯を設置しようとする位置が既存の防犯灯その他の照明設備からおおむね50メートル以上離れていること。
- (3) 防犯灯を設置しようとする位置が不特定多数の者が通り抜けのできる道路（住宅が7戸以上接するものであって、その延長がおおむね100メートル以上の袋路状の道路を含む。）であること。
- (4) 防犯灯を設置しようとする位置に隣接する住宅、農地等について、防犯灯の照明により影響が生じるおそれがあると認められるときは、当該住宅、農地等の所有者又は管理者の同意を得ていること。

2 自治会の代表者（以下「区長等」という。）は、市長に対し、防犯灯の設置の要望をすることができる。この場合において、市長は、当該要望の内容を調査し、前項各号の要件に適合するときは、防犯灯を設置することができる。

(要望書の提出)

第4条 前条第2項の要望は、区長等が鹿嶋市防犯灯設置要望書（様式第1号。以下「要望書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 自治会が設置されていない区域の住民が防犯灯の設置の要望をしようとするとき

は、当該要望をしようとする者が、周辺住民の同意を得た上で要望書を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による要望書を受理したときは、必要な調査を実施し、前条第1項各号に適合するかどうかを確認するものとする。

4 市長は、前項の調査の結果について当該要望書を提出した者に通知するものとする。この場合において、市長は、防犯灯の設置に関して必要な助言をすることができる。

5 前項の規定により防犯灯の設置が可能である旨の通知を受けた者は、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第4号に規定する所有者又は管理者の同意書（様式第2号）
- (2) 同意を得た周辺住民の住所及び氏名（世帯主名）を記載した名簿（様式第3号）（第2項の規定による要望書を提出する場合に限る。）
- (3) 第6条第1項に規定する土地使用承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(設置の方法)

第5条 防犯灯は、原則として東京電力パワーグリッド株式会社の電柱に共架する。

ただし、これにより難い場合は、NTT柱（東日本電信電話株式会社が管理する電柱をいう。）又は市指定の鋼管ポール（以下「NTT柱等」という。）を使用し、設置する。

（土地所有者の承諾）

第6条 第4条の規定による要望書を提出しようとする者は、土地使用承諾書（様式第4号）（防犯灯をNTT柱に添加する場合にあっては、東日本電信電話株式会社が指定する私有地等線条添架使用同意書）により、あらかじめ土地の所有者の承諾を得なければならない。

2 前項の承諾を受けた土地の使用料は、無償とする。

（管理）

第7条 防犯灯の維持管理は、市が行うものとする。

2 市長は、防犯灯を設置したときは、柱の適当な部分に管理プレート（防犯灯の管理番号が表示された板をいう。）を掲示し、鹿嶋市防犯灯管理台帳に記録しなければならない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により要望書を提出した者（その地位を承継した者を含む。以下「要望者等」という。）は、設置された防犯灯の機能を損なわないよう、照明を遮る樹木等がある場合には、枝葉の伐採等適切な管理を行うものとする。

（補修）

第8条 市長は、設置した防犯灯に異常が生じたときは、速やかに補修するものとする。

2 市長は、補修が終了したときは、前条に規定する鹿嶋市防犯灯管理台帳に記録し、その経過を明らかにするものとする。

（自費設置防犯灯の移管）

第9条 区長等は、自治会が設置した道路照明灯を市に移管したい場合は、防犯灯移管申請書（様式第5号）に当該道路照明灯の管理権原を確認できる書面及び第4条第5項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請があつたときは、市長は、次の各号のいずれにも適合するに認めたときに、これを受納することができる。

（1）第3条第1項各号のいずれにも適合していること。

（2）当該道路照明灯が自動点滅器を取り付けたLED照明器具であつて、消費電力が10ワット以下であること。

（撤去）

第10条 市長は、設置された防犯灯が第3条第1項各号の全部又は一部に該当しなくなつたと認めるときは、当該防犯灯を撤去することができる。

2 市長は、第7条第3項の規定による管理が適切でなく、設置された防犯灯の機能が損なわれていると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した防犯灯撤去予告通知書により、要望者等へ防犯灯の撤去を予定している旨を通知するものとする。この場合において、要望者等が不存在又は不明なときは、当該防犯灯の設置された場所を担当区域とする自治会の代表者へ通知するものとする。

（1）撤去を予定する防犯灯の設置場所及び管理番号

（2）撤去の理由

（3）改善を求める内容

（4）改善を求める期限（防犯灯撤去予告通知書を発送した日から起算して3週間を経過した日以後であつて、管理の改善に要する期間を勘案して定めた日）

（5）前号で規定する期日までに管理状況が改善されれば撤去を取りやめる旨

（6）その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項第4号に定める期日を経過してもなお改善されていないと認めるときは、当該防犯灯を撤去することができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、防犯灯の設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。